



島教協

《すべては「子供たちのために」》

# 情報

http://  
www.kyougikai.org

E-mail  
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 石原康博 編集人 吉田 修 No.613

## 新型インフルエンザ情報

十月に入り、めっきり涼しくなってきました。本格的なインフルエンザの流行時期も近づきつつあると思われます。各学校におかれましては、それぞれ二学期当初から対策を練り、実践されていることと思います。

学校で大規模な集団感染が発生すると、地域内での感染を加速させてしまいます。そうになると、医療機関へ患者が集中し、重症化リスクのある人への適切な医療の提供ができなくなる恐れがあります。園児・児童・生徒・教職員の中にも重症化するリスクのある人はもちろんいますので、学校での感染予防対策・感染拡大防止対策はとて大切で、学校での感染

インフルエンザ様疾患の流行状況を把握するため、定点医療機関（全国約五千万カ所、県内三十八カ所）を受診した患者数（平均値）が一週間ごとに発表されています。県内の状況は左のようになっています。

圏域	松江	雲南	出雲	県央	浜田	益田	隠岐	全県	過去5年
程点数	11	3	9	3	5	5	2	38	
29週 (7/13-)	0.1	0	0	0	0.2	0	0	0.1	0
30週 (7/20-)	0	0	0	0	0.4	0	0.5	0.1	0
31週 (7/27-)	0.3	0	0	0	1	0	0	0.2	0.1
32週 (8/3-)	0.6	0.7	0.4	0	0	0.2	0	0.4	0.1
33週 (8/10-)	2.2	3	2.2	0	1.2	1.6	0.5	1.8	0.1
34週 (8/17-)	1.8	2.7	2.6	0	1.8	0.2	2	1.7	0.1
35週 (8/24-)	2.9	1	1.8	0	2.6	1.4	2	2	0.1
36週 (8/31-)	1.7	1.3	1.2	0.3	6.6	1.4	2	2.1	0.1
37週 (9/7-)	1.3	0	0.4	0.7	4.6	2.6	0	1.5	0.1
38週 (9/14-)	1.6	0	0.4	0	1.8	0.8	0	0.9	0.1
39週 (9/21-)	3.2	0.7	0.4	0.3	0.6	1.8	0	1.4	0.1
40週 (9/28-)	2.5	0.3	0.8	0	0.8	1.4	1.5	1.3	0

一週間の報告件数が1を越えると「流行期」、10を越えると「流行注意報」レベル、30を越えると「流行警報」レベルとされる。「流行注意報」レベルに達してから4週間程度で流行のピークを迎えると考えられている。

	乳児	1~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	合計
累計	7	79	87	66	125	73	25	32	8	7	509		
29週				1		1							2
30週			1	1				1					3
31週		2	1		1	3	1						8
32週		8	1	2	2	1							14
33週	1	8	15	4	14	15	1	5		5			68
34週	2	12	8	5	12	15	3	4	3	1			65
35週	1	13	16	4	21	7	9	3	1				75
36週	1	3	7	7	43	10	3	3	2				79
37週		9	10	11	13	8		4		1			56
38週	1	8	7	6	3	4	2	4					35
39週		9	15	10	7	4	2	6	1				54
40週	1	7	6	15	9	5	4	2	1				50

### 小中学生向けのコンテンツ 「新型インフルエンザにそなえよう！」

政府広報室は、小中学生に新型インフルエンザの基礎知識をわかりやすく伝えるため、アニメ・クイズ・動画によるコンテンツ「新型インフルエンザにそなえよう！」をWeb公開しています。アドビシステム社から無償配布されているFlash Playerで視聴できます。小中学校での授業で活用されてはいかがでしょうか。

(政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp/useful/flash/contents/200906.html>)



### 訂正とお詫び

機関紙情報No.612に載せている、「教育シンポジウム島根」についての記事ですが、パネリストの小倉朋子氏（日本箸文化協会代表）を失礼ながら、書き落としていました。ここに改めてご紹介し、お詫び申し上げます。すみませんでした。別紙パンフレットにありますように、コーディネーター 森氏、パネリスト 辻村氏、小倉氏、小片氏、計4名でのシンポジウムとなります。どうぞご参加ください。



島根県教職員互助会は昭和36年の設立以来、教職員の福利の向上と生活の安定に大きな役割を果たしてきています。この組織が今、公益法人制度改革により、大きな転機を迎えています。

公益法人に関わる、いわゆる「法人法」「認定法」「整備法」の3法が平成20年12月1日に施行されました。これにより、互助会は平成25年11月30日までに、次のABCの中から一つ進むべき道を選ぶことになりました。

- A：公益法人の認定を受ける。 → ×
- B：一般法人への移行認可を受ける。 → ○
- C：解散する。 → ×



互助会の事業は「会員」という特定の者を対象とします。これは「公益」ではなく「共益」とされるため、B「一般法人への移行認可を受ける」しかありません。

しかし、移行に伴っての課題もあります。

## 一般法人に移行すると…

現在の互助会の純資産約50億円は、「公益事業」に使用しなければならない。

現在も「文化講演会」などの公益事業をしています。今後も同じような規模の活動を続けていくと50億円すべて使い切るのに千年以上もかかります。0円にするまでの公益目的支出計画を策定しなければなりません。どのような事業で、どのくらいの期間で0円にしていくか検討が必要です。

現在行っている貸し付け事業が、貸金業法の適用となる。

そのため最大300万円無担保低金利（現在年利1.9%）で融資できていたものが、貸付限度額が原則50万円までになります。

会員の利用も限度額の300万円が一番多く、全体の約半数となっています。

### 用語

- 公益事業**：不特定多数の者の利益につながる事業（学術、スポーツ・文化。慈善事業）
- 共益事業**：特定の者（会員）の利益につながる活動（相互扶助・厚生事業）

現在行っている医療費補助金など各種の給付が、保険業法の規制の対象になる。

適用除外団体になることができなければ、給付額を見直して、規制の対象外になるしかありません。

なお、現在の医療費補助金制度は、共済組合員である会員もしくは被扶養者が病気・負傷により、療養を受け、つきに診療科目での2500円を超えた場合、その越えた部分については20000円まで教職員互助会が自動的に給付する仕組みになっています。20000円以上の部分については共済組合が給付します。

その他入院見舞金や介護手当金など各種給付を行っています。

現在非課税である、資金運用の利子、配当金に課税（源泉所得税20%）される。

資産の運用利益はこれまでどおり共益事業の予算として使えます。しかし課税されるため、予算が減ることになります。その額は約1億円です。そのため現在の事業規模の維持がギリギリのところになります。